

【報告事項1】国の動向について

施設給付の見直しについて
制度改正の趣旨

（どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みに）

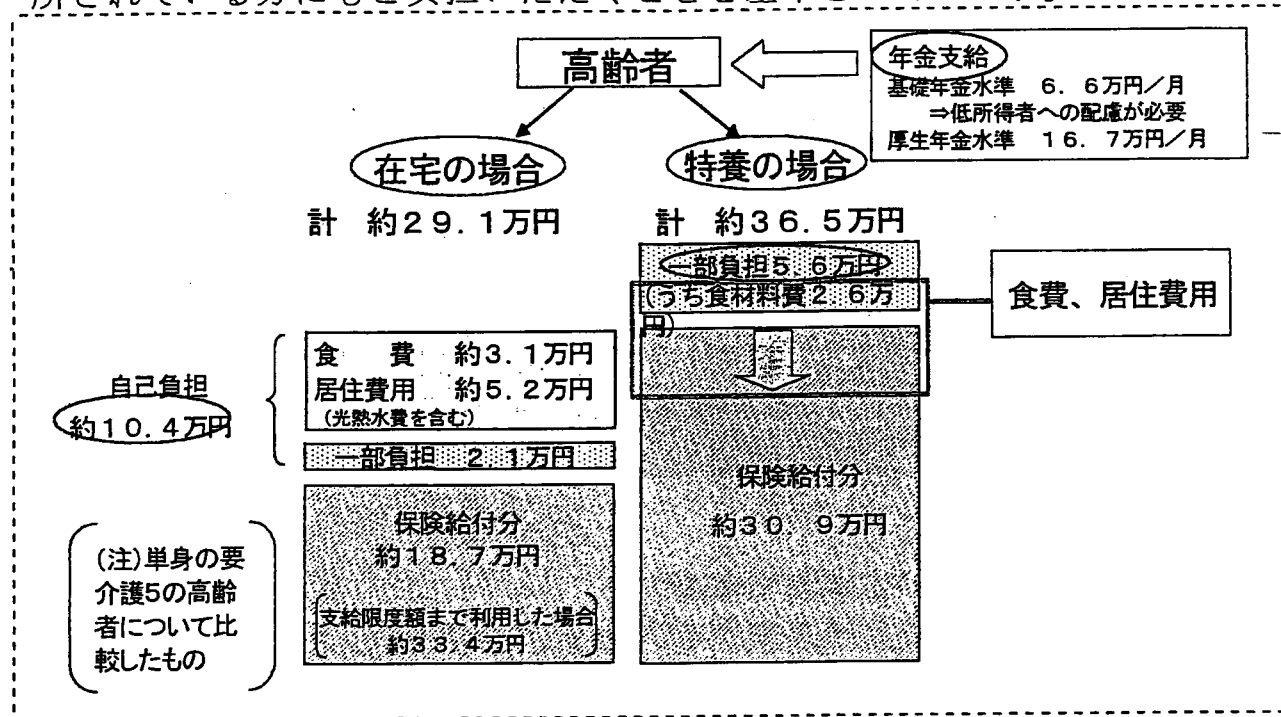
- 施設入所されている方について、居住費・食費の負担をお願いするのは、在宅生活の方との「公平性」の観点から行うものです。

（制度の持続可能性－保険料引上げ幅の抑制－）

- 今回の見直しは、高齢者の方にもお支払いいただいている介護保険料の引上げ幅をできる限り抑えるためにも必要です。

〈どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みに〉

- 現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所（入院）されている方では、費用負担が大きく異なっています。
- 今回の見直しでは、居住費と食費については、在宅の場合と同様、施設入所されている方にもご負担いただくことを基本としています。



〈保険料引上げ幅の抑制〉

- 今回の見直しにより、保険給付費は年間3000億円程度、保険料の上昇は月額200円程度抑えられる見込みです。

●第1号保険料(全国平均)の見通し—ごく粗い試算—

	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)
現行制度のまま 推移した場合	3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
給付の効率化・ 重点化を図る場合	—	3,900円	4,400円	4,900円
差額	—	▲400円	▲700円	▲1,100円

このうち約200円は施設給付の見直しによるもの。

所得の低い方にはきめ細かい対応

（所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています）

- 施設入所されている方の約 6 割（特養の場合は約 8 割）については、居住費・食費の負担額に上限を定め、過重な負担とならないようにしています。

（このほかの所得の低い方に関する施策）

- 上記以外についても、きめ細かな対策を講じています。

＜所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています＞

- 所得の低い方については居住費・食費の負担額に上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。

※ 利用者負担第 4 段階の入所者の「居住費」と「食費」は、利用者と施設の契約により水準が決まりますが、ここでは平均的な費用額を示しています。

＜利用者負担の変化と補足給付の仕組み＞
補足給付の対象者

利用者負担段階	第1段階 (生活保護受給者)	第2段階 (年金80万円以下)	第3段階 (年金80万円超 266万円以下)	第4段階 (年金266万円超)
特養多床室ケース 利用者負担計	月 2.5万円 (現行と同じ)	月 3.7万円 (負担を軽減)	月 5.5万円 (負担上昇を抑制)	月 8.1万円※
従来負担額	2.5万円	4.0万円	4.0万円	5.6万円
入所者割合	20%	25%	38%	16%

＜このほかの所得の低い方に関する施策＞

○社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用改善

利用者負担第 3 段階のうち所得の低い方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象となるよう、対象者の年収要件を 150 万円に引き上げるなど、運用改善を行うこととしています。

○高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担第 4 段階の場合でも、高齢夫婦 2 人暮らしで一方が個室に入った場合で、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などは、居住費・食費を引き下げます。

○税制改正への対応

平成 17 年度税制改正（高齢者の非課税措置の廃止）により、利用者負担段階が上がる方については、2 段階上昇する場合には 1 段階に止めるなど、2 年間の経過措置を検討することとしています。

従来型個室に入所されている方の経過措置

(従来型個室に関する経過措置)

- 従来型個室に入所（入院）されている方などについては、次のような経過措置を講じ、利用者負担が急増しないよう、激変緩和措置を講じます。

〈従来型個室に関する経過措置〉

対象者

既入所者：従来型個室に既に入所されている方のうち特別な室料を支払っていない方

新規入所者：①感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合

②居住する居室の面積が一定以下である者

※特養は10.65㎡、老健は8㎡、介護療養は6.4㎡

③著しい精神症状等により、多床室（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

介護報酬

多床室（相部屋）と同額の報酬を適用

利用者負担

光熱水費相当

特別な室料

支払いを求めることができない

(ユニット型個室等の報酬をめぐる議論等)

(参考) 社会保障審議会・介護給付費分科会答申(平成17年7月14日)

－抜 粋－

・・・当分科会においては、今後、平成18年4月に予定されている次期介護報酬見直しに向けた検討を進めていくが、その中では在宅ケアの推進に関する課題をはじめ、今回の見直しに関する当分科会の審議の中で提起されたユニット型個室等と多床室との介護報酬設計のバランス、質の向上の観点からの人員配置の在り方、利用者の居住環境の改善等の諸課題についても検討することが必要であると考える。・・・

食費の見直し

- 食費のうち、利用者負担となるのは「食材料費」＋「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。

〈食費の見直し〉

- 食費については、これまでも「食材料費」相当をご負担いただいていたが、今回、「調理費」相当のご負担を新たにお願いすることになります。

(参考)

介護保険3施設の食材料費の比較

※ 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、食費についてのみ特別に集計したもの。

	調理員等	材料費等	栄養士	光熱水費等
介護保険3施設平均	25,339円	16,891円	4,536円	4,650円
介護老人福祉施設	20,401円	24,936円	5,270円	4,633円
介護老人保健施設	28,728円	13,778円	3,966円	5,236円
介護療養型医療施設	26,887円	11,959円	4,372円	4,079円

〈栄養管理の見直し〉

- 施設における食事や栄養管理について、これからは、次のような取り組みを進めていきます。

- ①利用者一人一人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェック
(低栄養状態になっていないか、嚥下(えんげ)機能(=飲み込む力)はどうか、など)
- ②一人一人の健康、栄養状態に基づいて、個別の計画を作成。
(低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態、など)
- ③定期的なフォローアップ

- また、できる限り「自分の口で食べる」ことができるようにしていくとともに、糖尿病食などの工夫についても引き続き保険給付の対象とします。

介護保険料賦課の見直し及び保険料・利用料における 税制改正への対応について

1. 保険料段階設定の見直しについて

(1) 現行第2段階の細分化

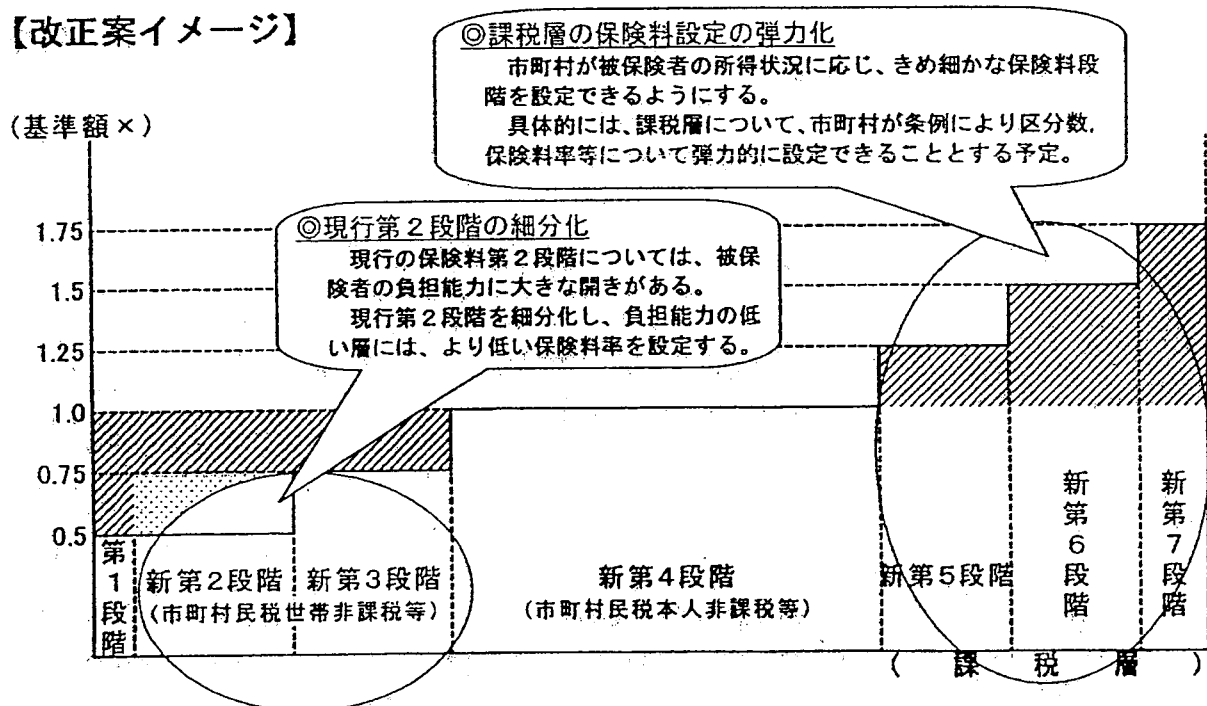
現行の第2段階に属する低所得者層については、その負担能力に配慮することとし、細分化を行うことを予定している。その細分化の基準については利用料負担段階と同様、「市町村民税世帯非課税」かつ「合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円/年を満たす者」である。

(2) 課税層の多段階化

現行の保険料段階については原則5段階とされており、市町村は特別な必要がある場合には、課税層の区分増を行い、全体で6段階とすることを可能としているところ。

今回の制度見直しにおいては、課税層の段階設定を見直すこととし、市町村による多段階化を認め、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料段階の設定が可能となるよう措置を行うことを予定している。

【改正案イメージ】



2. 税制改正の内容

(1) 税制改正の内容

① 年金課税の見直し（平成16年度税制改正分）

公的年金等控除の最低保障額の引下げ等（140万円→120万円）

→ 税法上、経過措置なし

② 高齢者の非課税限度額の廃止（平成17年度税制改正分）

65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の個人の住民税非課税措置の廃止

→ 税法上、経過措置あり

平成17年1月1日現在において65歳以上であった者は、平成18年度分については税額の3分の2を、平成19年度分については3分の1を減額する。

(2) 税制改正による非課税限度額の変化

上記の改正はいずれも住民税非課税から課税となる非課税限度額の変化を生じさせることとなるが、その限度額の変化は下記のとおり。

【非課税となる年金収入額の変化】 ※年金収入以外に所得はないものとする。

	(現 行)	$\left[\begin{smallmatrix} \text{H16年度} \\ \text{税制改正} \\ \text{を加味} \end{smallmatrix} \right]$	$\left[\begin{smallmatrix} \text{H17年度} \\ \text{税制改正} \\ \text{を加味} \end{smallmatrix} \right]$
○夫婦の場合	266万円	⇒ 245万円	⇒ 212万円
○独身の場合			
(i) 寡婦・寡夫	266万円	⇒ 245万円	⇒ 245万円
(ii) その他	266万円	⇒ 245万円	⇒ 155万円
※ 障害者の場合、夫婦、独身を問わず245万円			

(寡婦・寡夫について)

- 寡婦とは … ①夫と死別もしくは離別した妻で、扶養親族を有する者
②夫と死別で、合計所得金額が500万円以下の者（扶養等は不要）
上記の①または②に該当する者

○寡夫とは … 妻と死別もしくは離別した夫で、同一生計の子（合計所得が所得税基礎控除以下）を有し、合計所得金額が500万円以下の者

3. 介護保険制度において税制改正の影響を受ける者

今回の税制改正により影響を受け保険料段階及び利用者負担段階が上昇する者は、住民税非課税から課税となる本人、及び税制改正の影響で住民税非課税から課税となる者が同じ世帯にいる住民税世帯非課税者である。

4. 平成17年度税制改正で影響を受ける者への対応について

(1) 対応の基本的な考え方

今回の税制改正については、前述のとおり、高齢者の非課税措置の廃止（平成17年度税制改正）について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案して、介護保険においても保険料及びそれと連動している利用料について、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講ずることを検討している。

(2) 介護保険における激変緩和措置の対象者

- ① 平成17年度税制改正により、市町村民税非課税者から課税者となり、保険料段階・利用者負担段階が上昇した者
⇒ 市町村民税で経過措置の対象とされた者を対象
- ② 世帯主又は世帯員が平成17年度税制改正により新たに課税者となったことにより、「市町村民税世帯非課税者」から「市町村民税本人非課税者」となり、保険料段階・利用者負担段階が上昇した者

※介護保険における激変緩和措置対象者の把握について

前頁のとおり介護保険における激変緩和措置対象者のうち、①については税担当部局で把握されていることから、その情報を活用することとしたい。なお、当該情報について、市町村税部局から情報を入手できることは総務省自治税務局に確認済みである。

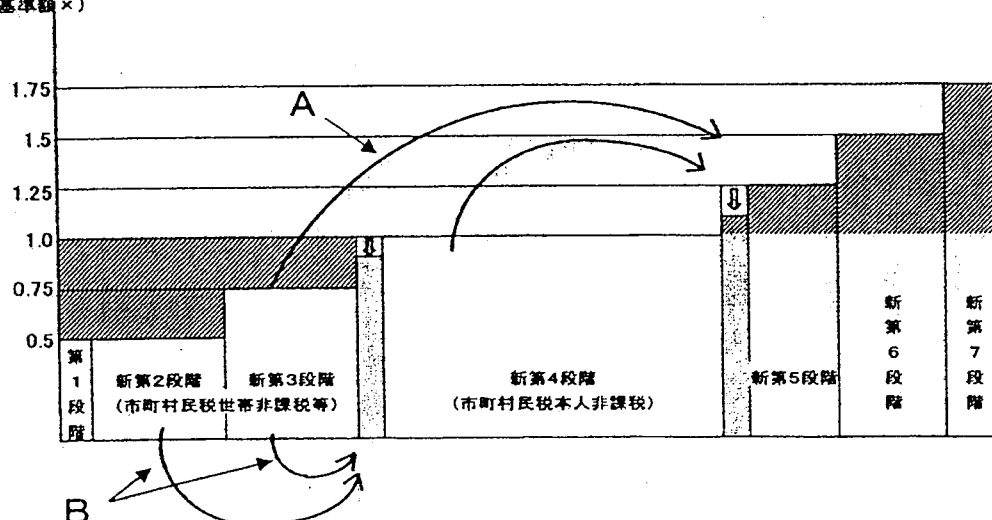
また②については、①の対象者の情報を踏まえ、介護担当部局において把握が必要となる。

(3) 具体的な対応の内容

① 保険料への対応

(例)

(基準額×)

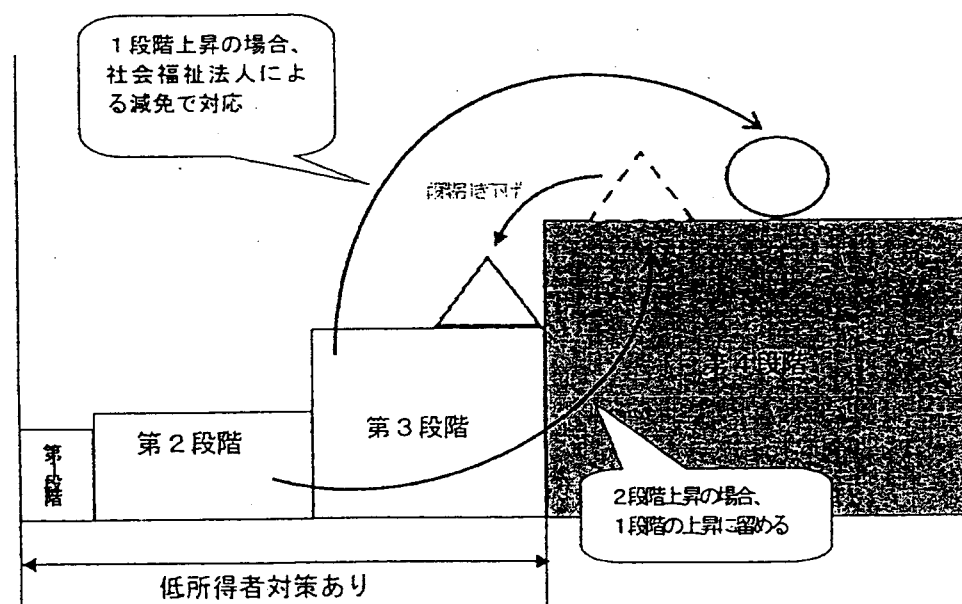


税制改正の影響により保険料段階が上昇する者については、本来、属する保険料段階の保険料額に段階的に移行できるよう、保険料負担率を段階的に引き上げること検討している。

前頁の各矢印A及びBにより段階が上昇した者の激変緩和措置に係る保険料負担率の設定について、下記に例としてお示しする。

(例)		(H17 年度)		(H18 年度)		(H19 年度)		(H20 年度)
A	・ 保険料段階	新第3段階相当	⇒	新第5段階	⇒	新第5段階	⇒	新第5段階
	・ 保険料率	例えば0.75		例えば0.9		例えば1.1		例えば1.25
B	・ 保険料段階	新第2・3段階相当	⇒	新第4段階	⇒	新第4段階	⇒	新第4段階
	・ 保険料率	例えば0.75		例えば0.8		例えば0.9		例えば1.0

② 利用料への対応



税制改正の影響により利用者負担段階が2段階上昇する者については、高額介護サービス費、居住費・食費に係る補足給付について、段階の上昇を1段階に留めること検討している。

また、段階の上昇が1段階の者については、社会福祉法人による減免により対応すること検討している。